

令和6年第7回定例会

議案等参考資料

1 議案第 1 号関係

おいらせ町学校給食費の免除に関する条例 新旧対照表 (抜粋)

改 正 案	現 行
(免除の対象者) 第3条 この条例において、学校給食費免除の対象とすることができる者は、おいらせ町の学校へ在籍している児童生徒の保護者とする。 2 前項の規定にかかわらず、生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に規定する教育扶助の支給を受けている保護者については、この限りでない。	(免除の対象者) 第3条 この条例において、学校給食費免除の対象とすることができる者は、おいらせ町の学校へ在籍している児童生徒の保護者で、<u>おいらせ町に住所を有している者</u>とする。 2 前項の規定にかかわらず、生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に規定する教育扶助の支給を受けている保護者については、この限りでない。

○おいらせ町学校給食費の免除に関する条例

平成30年12月20日

条例第33号

(目的)

第1条 この条例は、学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項の規定により保護者が負担する学校給食に要する費用（以下「学校給食費」という。）を、免除することで、保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援の充実を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保護者 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条の保護者をいう。
- (2) 学校 おいらせ町立学校設置条例（平成18年おいらせ町条例第79号）第2条の規定に掲げる小学校及び中学校をいう。

(免除の対象者)

第3条 この条例において、学校給食費免除の対象とすることができる者は、おいらせ町の学校へ在籍している児童生徒の保護者で、おいらせ町に住所を有している者とする。

2 前項の規定にかかわらず、生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に規定する教育扶助の支給を受けている保護者については、この限りでない。

(免除の範囲)

第4条 町長は、前条の規定に該当すると認めたときは、学校給食費を全額免除することができる。

(その他)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年1月1日から施行する。

(この条例の失効)

- 2 この条例は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和4年3月15日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。